

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を一部開示とした決定は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

条例第5条の規定に基づき、平成17年12月15日付けで「動物の愛護及び管理に関する条例に基づく特定動物の飼養等の許可関係の文書のうち、マカク属の飼養許可に係るすべての文書（名瀬保健所分のみ）」の開示請求が行われ、実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「(○) ○○○○○○○○○が平成15年4月1日付けで提出した特定動物飼養許可申請書（添付書類を含む。）及び同申請書に対する許可証（2件）、(○) ○○○○○○○○○が平成16年7月23日付けで提出した特定動物飼養許可申請書（添付書類を含む。）及び同申請書に対する許可証（20件）」（以下「本件対象公文書」という。）と特定した。

実施機関は本件対象公文書の提出者である(○) ○○○○○○○○○（以下「第三者」という。）に意見書提出機会付与通知書を送付し、第三者から開示されると支障がある旨の意見書を受け取った上で、平成18年1月18日付け名保第250号で一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成18年1月30日付けで第三者から異議申立てがなされたものである。

なお、同日付けで第三者からは行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第34条の規定により執行停止申立書の提出もあったが、実施機関は同年3月2日付けで執行を停止しない旨の決定を通知した。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「既に非開示とされている部分に加え、ア 登記簿謄本中の役員名及び住所、イ 法人住所及び電話番号、ウ 飼養施設の所在地、エ 特定動物の種類について非開示を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

なお、本件異議申立人は口頭による意見陳述を希望しなかった。

ア 登記簿謄本中の役員名及び住所

開示決定に係る通知書には既に公にされているものとありますが、その内容については個人情報も含まれており、その部分については非開示にされるべきだと考えます。

イ 法人住所及び電話番号

法人住所は前代表取締役現住所地でもあり、一部過激な動物愛護団体のターゲットになった場合、私生活までも侵害されるおそれがあります。

また、電話番号については電話照会等による業務妨害をたやすくさせてしまうおそれがあります。

ウ 飼養施設の所在地

飼養施設の所在地については、当然営業上取引先等には知られていますが、その他には公表していません。

一部過激な動物愛護団体のターゲットになった場合でも、当該特定動物の飼育舎の破壊工作による動物の故意による逸脱も極力防ぎたいと考えています。そのためにも本社と飼養施設は所在地を別にしておりますので、非開示を求めます。

エ 特定動物の種類

異議申立人は実験動物業界では希少種の個体も飼育しております。現在においてもそのことが営業を維持するための重要な要素であります。

さらに悪意を持った第三者がこの情報を知った場合、その希少種の動物が第三者研究者によって実施され何らかの発表を行った時点で、弊社に関係する事案だと容易に推測され、照会や破壊的工作のターゲットとされてしまうおそれがあります。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として指定されている特定動物を飼養しようとする者が、動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年鹿児島県条例第32号）に基づき、種類及び飼養施設ごとに知事の許可を受けようとするときに提出すべき申請書類及び同申請書に対する許可証である。

(2) 開示とした事項及びその理由

次の事項は既に公にされている情報であり、これらの事項を開示することが、異議申立書にある一部過激な動物愛護団体からの業務妨害や破壊工作のターゲットの原因になるとは認められない。

ア 添付書類の登記簿謄本中の役員名及び住所

登記簿謄本中の役員名及び住所については、商業登記法の規定による登記事項証明書により、既に公にされており、条例第7条第2号に該当しないことから、開示することとした。

イ 申請者及び所有者の法人の名称、代表者名、住所及び電話番号

法人の名称、代表者名及び住所については、商業登記法の規定による登記事項証明書により、また電話番号については電話帳に記載され、既に公にされており、条例第7条第2号に該当しないことから、開示することとした。

ウ 飼養施設の所在地

飼養施設の所在地については、市販の住宅地図に記載され、既に公にされており、条例第7条第2号に該当しないことから、開示することとした。

エ 特定動物の種類

特定動物の種類については、動物の飼養及び保管に関する条例第8条により、住民に知らせるため保管の標識を掲示するよう義務付けられており、既に公にされており、条例第7条第2号に該当しないことから、開示することとした。

4 参加人の主張

本件開示請求を行った開示請求者は、本件異議申立ての利害関係人であることから、行政不服審査法第24条第1項の規定により本件異議申立てに参加した。

参加人である開示請求者が口頭による意見陳述で主張した概要は、以下の理由からとうてい受け入れられないというものである。

ア 会社法人登記簿は一般に公開されており何人でも閲覧できる。

イ 電話帳に当該機関の名称、電話番号が掲載されており、何人でも知ることができる。

ウ 動物取扱業の施設は現行法で届出であり、都道府県等では動物取扱業の登録簿を一般に公開している。(改正法では公開は義務事項となる。)

エ 特定動物の種類の非公開は公衆の安全という公益に反している。

5 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年 3 月 2 日	諮問を受けた。
5 月 12 日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
5 月 17 日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
9 月 14 日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
10月 25 日	諮問の審議を行った。(参加人から意見を聴取)
11月 6 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の内容について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条は、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（特定動物）の飼養について、条例で定めることにより、許可を必要とする等の制限ができると規定している。

本件対象公文書は、同条の規定に基づき制定された動物の愛護及び管理に関する条例第3条の規定により特定動物を飼養しようとする者が、特定動物の種類及び飼養施設ごとに知事の許可を受けるために提出した申請書及び同条例第4条の規定による許可証である。

特定動物飼養許可申請書には関係書類として、①飼養施設所在地付近の見取図、②飼養施設の配置図及び写真、③同条例第8条第6項に規定する緊急措置の定めを記載した書類、④商業登記簿謄本が添付してある。

実施機関が開示するとした部分のうち、異議申立人が不開示を求めた、A商業登記簿謄本中の役員名及び住所、B法人住所及び電話番号、C飼養施設の所在地、D特定動物の種類を判断の対象とする。

イ 条例第7条第2号（法人等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第7条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除いて、開示しないことができると規定している。

これは、法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は、

社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならないことから、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報については、不開示とすることとしたものである。

- (イ) A 商業登記簿謄本中の役員名及び住所、B 法人住所及び電話番号、C 飼養施設の所在地、D 特定動物の種類は、すべて法人である異議申立人に関する情報であり、同号前段に該当することは明らかである。

同号後段の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは、例えば、法人等の生産、技術、販売、営業等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業活動における競争上の地位等を害するおそれがある情報をいう。

上記4項目は、商業登記簿等、電話帳、市販の住宅地図、動物の愛護及び管理に関する条例第8条の標識などにより既に公になっている情報であることから、今回公にしたとしても、新たに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがなく、同号後段には該当しないものと認められる。

以上のことから、本件対象公文書のうち本件異議申立人が不開示を求めている部分は、条例第7条第2号その他の不開示条項に該当しないことから、実施機関の決定は妥当であるので「1 審査会の結論」のとおり判断する。